

## 募集要項

### 徳島森林管理署が実施する出前森林教室について

#### 1 開催対象について

開催対象者は、徳島県内にある児童館、保育所、学校等の教育関係者で、以下の条件を満たす団体とする。

- (1) 森林教室を通じて森林に関する理解を深めようとする者。
- (2) 10名程度以上の参加が見込めること。

#### 2 開催までの流れ

- (1) 「申請書」に依頼内容と開催希望日(第3希望日まで)を記載し、徳島森林管理署にFAXか郵送で提出する。(依頼は1件のみとし、なるべく平日とする)
- (2) 徳島森林管理署は、第1開催希望日の都合が合わない場合は、第2、3開催希望日を考慮して日程を調整する。
- (3) 徳島森林管理署は、受理した申請書を確認し、開催の可否を申請者に通知する。希望者が多数の場合は森林管理署で審査し決定する。
- (4) 通知を受けた申請者は協力依頼文書を徳島森林管理署に提出し、打ち合せを行い、具体的な実施方法を定める。
- (5) 申請者は、徳島森林管理署が作成した業務改善の為のアンケートを参加者に記入してもらい、森林教室開催後2週間以内に提出すること。また、申請者自身も記入すること。ただし、参加者対象の提出枚数は、全体の半数以上でよい。

#### 3 森林教室開催に係わる費用負担

- (1) 森林教室開催に要する教材、材料に限って、予め森林管理署で準備する。

#### 4 その他

- (1) この募集要項に定めない事態が発生した場合は、申請者、森林管理署の両者が協議の上、実施することとする。
- (2) 森林教室に関する運営の全責任は申請者が負うこととし、傷害保険加入を条件とする。